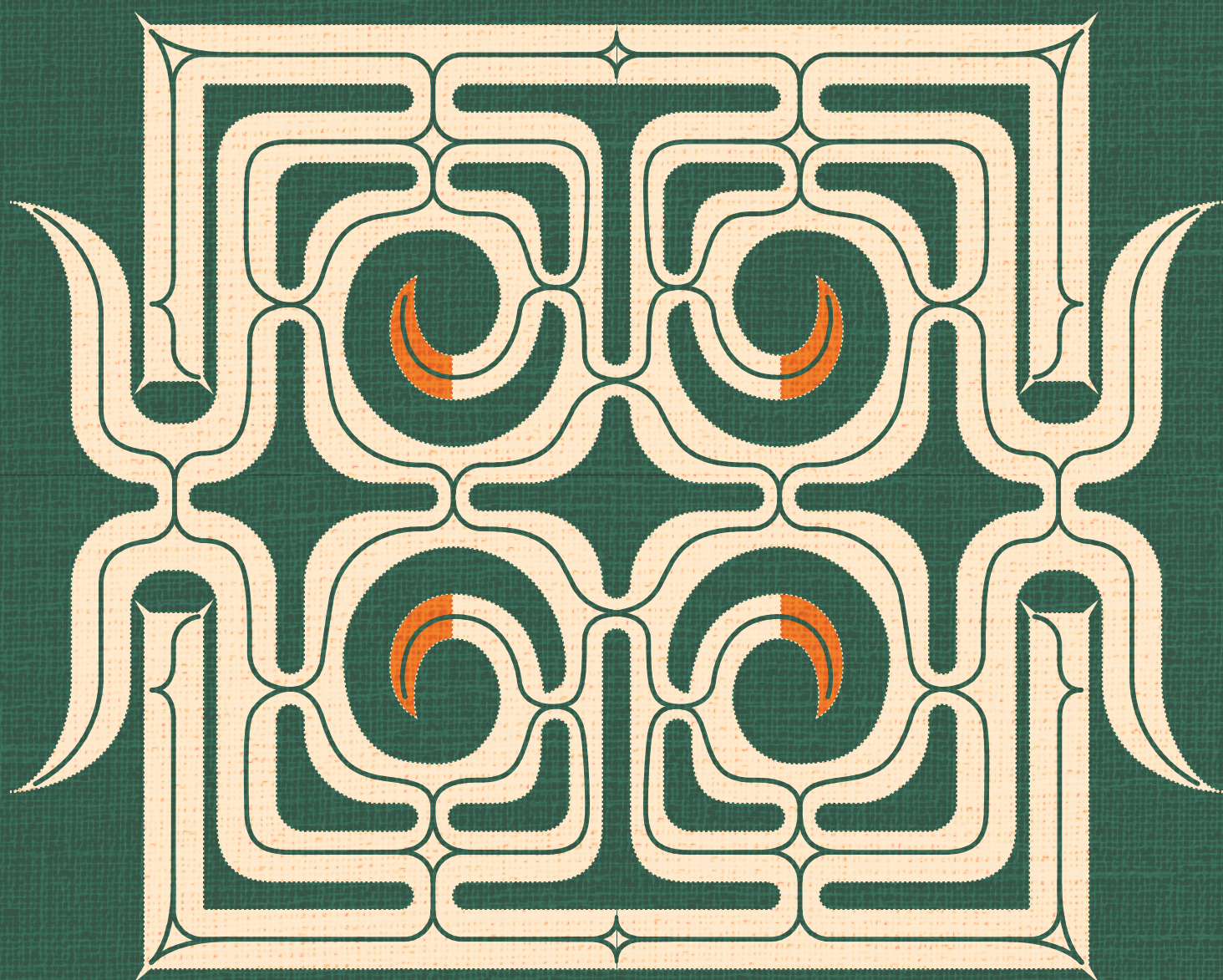




2020年度

保証のしるべ

Vol.2 (No.669)

北海道信用保証協会は
ウポポイを応援します

2020年度

保証の しるべ

Vol.2
(No.669)

目次

- 1 … 経営者保証を不要とする
事業承継特別保証制度のご案内
- 2-4 … お知らせ
 - 保証対象業種の拡大について
 - 北海道中小企業総合支援センター様と
「業務連携・協力に関する協定書」を締結しました
 - 「北海道信用保証協会レポート2020」を発刊しました
 - 定例相談窓口のご案内
- 5 … 北海道内信用保証利用企業動向調査
- 6 … 統計資料
- 7 … お問い合わせ先のご案内
- 8-13 … 新型コロナウイルス感染症の影響を
受ける皆さまへ(裏面からご覧ください)

表紙：アイヌ文様
(一般社団法人白老アイヌ協会 提供)

特別相談窓口のお知らせ

以下の相談窓口を設置しております。お近くの保証協会窓口までお問い合わせください。

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- 金融機関の紹介窓口
- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- 平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口
- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口



事業承継時に経営者保証でお困りのみなさまへ

経営者保証を不要とする 事業承継特別保証制度のご案内



令和2年4月から取扱いを開始しています!

事業承継時に利用可能

事業承継後にも利用が
できる場合もあり

経営者 保証不要

経営者保証ありの 既存の借入金に についても借換可能

本制度で経営者保証不要に

経営者保証コーディネーター(※) による確認を受けた場合には 信用保証料率を大幅に軽減

※経営者保証コーディネーター

経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者(事業承継ネットワーク事務局等)が雇用する専門家です。(令和2年4月から運用開始)

●ご利用いただける方

次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者

(1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人

(2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの

(3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと

①資産超過であること

②EBITDA有利子負債倍率(注)が10倍以内であること

③法人・個人の分離がなされていること

④返済緩和している借入金がないこと

(注) EBITDA有利子負債倍率＝

$(\text{借入金} + \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$

詳しくは最寄りの保証協会窓口までお問い合わせください

事業承継サポートデスクのご案内

当協会では事前相談から経営支援までワンストップで対応する「事業承継サポートデスク」を設置しています。事業承継全般のご相談は、「事業承継サポートデスク」までお問い合わせください。

事業承継サポートデスク(本店 企業支援課内)

TEL **011-241-5605** FAX **011-221-1089**

保証対象業種の拡大について

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、保証対象外となっていた業種の一部が保証の対象となりました。変更になった業種は次のとおりです。

■風営法規制対象（風営法第2条第1項）

営業の種類	
1号	キャバレー、待合、料理店、カフェー等 ※1 ※2
2号	低照度のバー・喫茶店 ※1 ※2
3号	区画席のバー・喫茶店 ※1 ※2
4号	ぱちんこ屋（パチンコ、パチスロ） ※3
5号	スロットマシン場
	ダーツバー ※1 ※4

※1 食事の提供を主目的とするものである場合並びに衛生水準を高め、近代化を促進するものである場合は従前から対象。

※2 公序良俗に反するものなど社会的に批判を受ける恐れがあるものは対象外。

※3 パチンコに準ずるもの（景品交換所（景品交換所から景品を買い取り、他の事業者へ販売する事業者を含む）又は貸し球若しくはコインとの交換により飲み物等を提供する事業者）についても対象。

※4 平成30年9月21日付警察庁通達により、デジタルダーツを設置して客に遊技させる営業は、一定の要件を満たす場合にあっては、当面の間、風営法の規制対象とならず対象。

■風営法規制対象以外

営業の種類
興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る）
易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）
競輪・競馬等の競走場、競技団
場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
その他の遊戯場
芸妓業（置屋及び検番を除く）、芸妓周旋業

北海道中小企業総合支援センター様と 「業務連携・協力に関する協定書」を 締結しました

当協会と北海道中小企業総合支援センターは、令和2年7月14日に「業務連携・協力に関する協定書」を締結しました。

本協定書は、両機関が持つノウハウや情報・ネットワークなどの強みを活かし、新型コロナウイルス感染症による売上の減少など、企業が抱える課題の解決に積極的に連携・協力して取り組むことにより、道内中小企業・小規模事業者の振興や地域経済の持続的な発展に寄与することを目的としています。

本協定書に基づき、それぞれに実施している経営支援施策等に関する事業の情報交換を行うほか、相互に連携して中小企業・小規模事業者を支援する体制を強化していきます。

連携・協力事項

- ・中小企業・小規模事業者の創業、事業承継等の経営課題解決に向けた対応
- ・中小企業・小規模事業者向けの講演会やセミナー等の開催
- ・地域における経済動向、企業動向に関する情報交換
- ・その他中小企業・小規模事業者の支援に寄与する事項

北海道中小企業総合支援センター 阿部理事長(左) ▶
と当協会 山谷会長(右)



「北海道信用保証協会レポート2020」を 発刊しました

皆さまに北海道信用保証協会の現況を知っていただくために、情報公開の一環としてディスクロージャー誌「北海道信用保証協会レポート2020」を発刊しました。本誌によって今後の信用保証のご利用にお役立ていただければ幸いです。

なお、内容は当協会ホームページ(<https://www.cgc-hokkaido.or.jp>)でもご覧いただけます。



定例相談窓口のご案内

■ 定例相談窓口 受付時間／10:00～16:00

中小企業者の皆さまの経営や資金繰りに関するご相談にお応えするため、以下のとおり定例相談窓口を設けております。当協会の職員を相談員として派遣しておりますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口	相談日	
北海道中小企業総合支援センター 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	毎月第1木曜日	9月 3日 10月 1日 11月 5日
さっぽろ産業振興財団 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル2階 札幌中小企業支援センター	毎月第2木曜日	9月10日 10月 8日 11月12日
札幌商工会議所 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル1階 中小企業相談所	毎月第3金曜日	9月18日 10月16日 11月20日
函館商工会議所 函館市若松町7-15	毎月第2火曜日	9月 8日 10月13日 11月10日
苫小牧商工会議所 苫小牧市表町1丁目1-13 苫小牧経済センタービル	毎月第1・2木曜日	9月 3日 9月10日 10月 1日 10月 8日 11月 5日 11月12日

※今後、新型コロナウイルス感染症の状況により変更となる場合があります。予めご了承ください。

■ 夜間相談窓口 受付時間／17:10～19:40

中小企業診断士の資格を有する職員を中心に経営や資金繰りに関するご相談にお応えします。
ご予約も可能です。

相談窓口	相談日	
北海道信用保証協会 本店 札幌市中央区大通西14丁目(1階)	原則毎月 第1・3火曜日	9月 1日 9月15日 10月 6日 10月20日 11月10日 11月24日



予約・
お問い合わせ先

フリーダイヤル

0120-279-540

または

業務部 企業支援課

011-241-5605

2020年4～6月期調査

北海道内信用保証利用企業動向調査

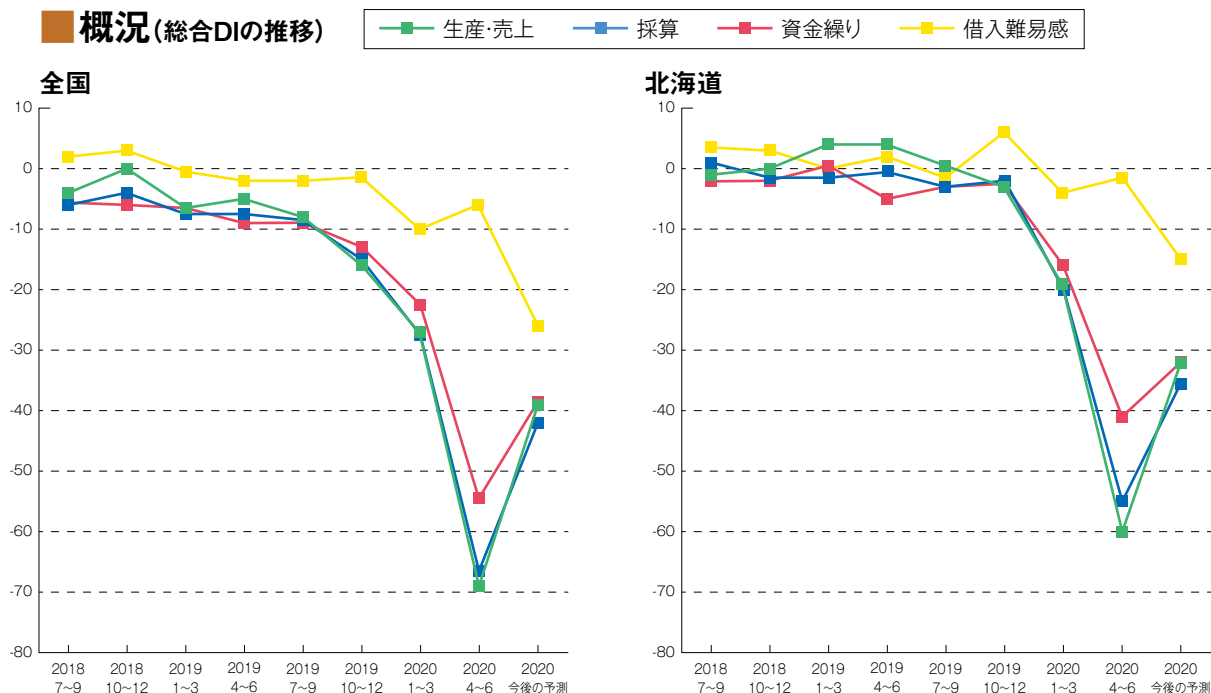
この調査は、信用保証をご利用いただいている中小企業の皆さまの景況・金融動向等を把握するために、日本政策金融公庫保険企画部が全国9都道府県（北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県）の信用保証協会と共同して、四半期毎に信用保証利用企業についてアンケート調査を行っているもので、1969年以来実施している調査です。

この度、2020年4～6月期の道内の調査結果をとりまとめましたので、お知らせします。

【調査時点】2020年6月中旬 【調査対象】1,545企業 【有効回答数】529企業（回答率34.2%） 【調査方法】封書によるアンケート調査

道内の信用保証利用企業の景況感は、引き続き大幅に悪化している。

概況（総合DIの推移）



コメント 引き続き大幅に悪化している。

今期調査（2020年4～6月期）による景気動向指数は、全国では、生産・売上DIが42.7ポイント、採算DIが38.6ポイント、資金繰りDIが31.7ポイントそれぞれ悪化し、借入難易感DIが3.9ポイント改善した。

北海道では、生産・売上DIが41.3ポイント、採算DIが35.0ポイント、資金繰りDIが24.8ポイントそれぞれ悪化し、借入難易感DIが2.4ポイント改善した。

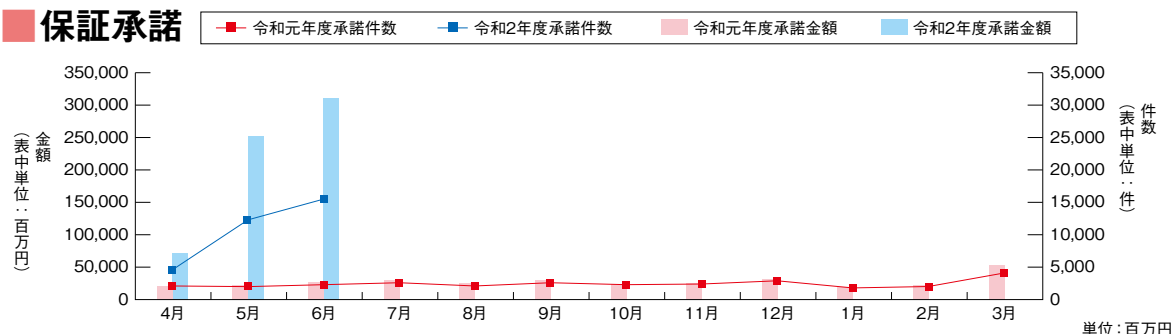
今後の予測では、生産・売上DI、採算DI、資金繰りDIは改善し、借入難易感DIは悪化する見通し。

景気動向指数DI(Diffusion Index)とは

景気の現状と先行きを予測する動向指数で、アンケート調査において、前期に比べ、「増加（または、好転、容易）」と回答した企業割合から、「減少（または、悪化、困難）」と回答した企業割合を差し引いた数値から、季節的な変動要因を控除した数値（季節調整値）です。

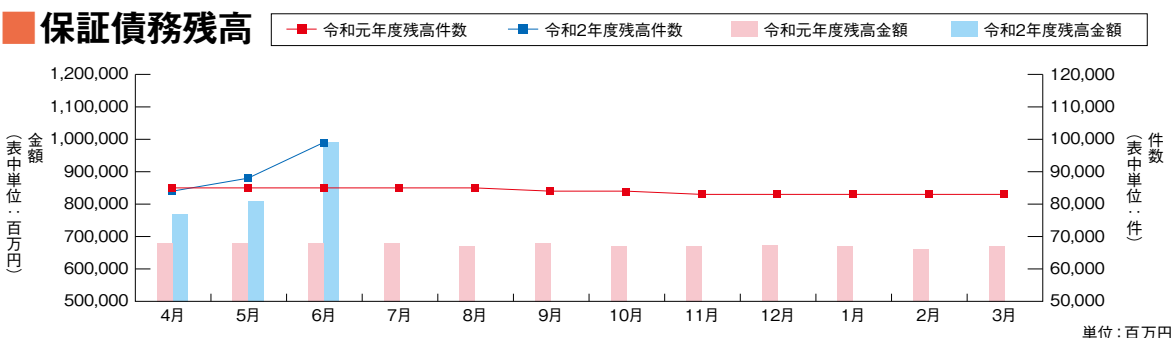
統計資料

保証承諾



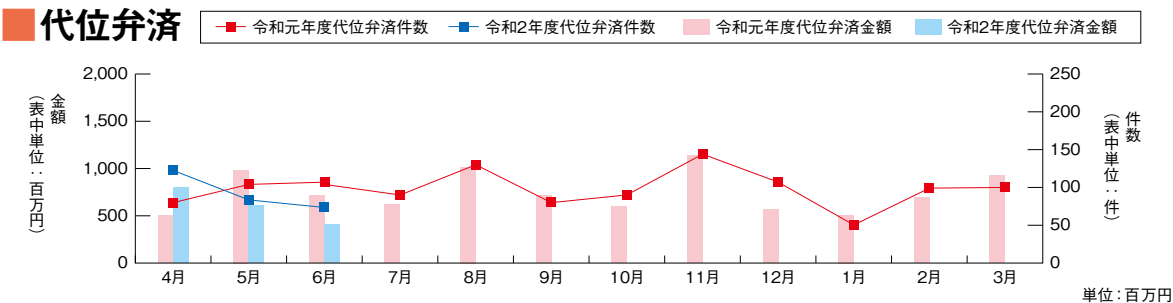
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
令和元年度	件数 2,169 金額 21,846 前年比 116.5%	件数 2,082 金額 23,172 前年比 94.9%	件数 2,394 金額 27,322 前年比 100.8%	件数 2,626 金額 30,434 前年比 116.9%	件数 2,190 金額 25,424 前年比 103.5%	件数 2,581 金額 30,250 前年比 101.1%	件数 2,313 金額 24,605 前年比 96.7%	件数 2,411 金額 25,428 前年比 88.5%	件数 2,870 金額 32,507 前年比 94.1%	件数 1,792 金額 19,259 前年比 101.1%	件数 2,015 金額 23,055 前年比 97.3%	件数 4,142 金額 53,163 前年比 161.2%	件数 29,585 金額 336,465 前年比 106.7%
令和2年度	件数 4,603 金額 72,090 前年比 330.0%	件数 12,337 金額 252,506 前年比 1089.7%	件数 15,535 金額 313,600 前年比 1147.8%										件数 32,475 金額 638,196 前年比 882.2%

保証債務残高



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和元年度	件数 85,553 金額 684,552 前年比 96.0%	件数 85,119 金額 677,775 前年比 96.1%	件数 84,895 金額 677,534 前年比 96.5%	件数 84,794 金額 677,608 前年比 96.9%	件数 84,637 金額 676,954 前年比 97.1%	件数 84,489 金額 678,203 前年比 97.4%	件数 84,188 金額 675,994 前年比 97.1%	件数 83,779 金額 671,951 前年比 96.6%	件数 83,694 金額 675,696 前年比 96.5%	件数 83,290 金額 667,101 前年比 96.3%	件数 82,968 金額 663,175 前年比 96.5%	件数 83,137 金額 670,985 前年比 97.6%
令和2年度	件数 84,791 金額 707,827 前年比 103.4%	件数 88,957 金額 814,599 前年比 120.2%	件数 99,524 金額 1,090,427 前年比 160.9%									

代位弁済



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
令和元年度	件数 80 金額 505 前年比 113.9%	件数 104 金額 984 前年比 124.9%	件数 107 金額 712 前年比 84.9%	件数 92 金額 608 前年比 89.6%	件数 133 金額 1,050 前年比 103.2%	件数 83 金額 713 前年比 114.3%	件数 90 金額 599 前年比 85.0%	件数 144 金額 1,134 前年比 246.2%	件数 107 金額 570 前年比 154.7%	件数 54 金額 527 前年比 127.8%	件数 99 金額 731 前年比 124.2%	件数 100 金額 960 前年比 150.2%	件数 1,193 金額 9,093 前年比 120.2%
令和2年度	件数 100 金額 782 前年比 154.9%	件数 73 金額 585 前年比 59.5%	件数 65 金額 420 前年比 59.0%										件数 238 金額 1,788 前年比 81.2%

お問い合わせ先のご案内

本店

060-8670
札幌市中央区大通西14丁目1番地
TEL : 011-241-2231
FAX : 011-221-1085

旭川支店

070-8691
旭川市7条通13丁目59番地2
TEL : 0166-24-1441
FAX : 0166-25-5649

函館支店

040-8691
函館市大森町24番1号
TEL : 0138-23-8425
FAX : 0138-23-8471

釧路支店

085-8691
釧路市黒金町6丁目1番地
TEL : 0154-23-1361
FAX : 0154-23-1364

帯広支店

080-8691
帯広市西3条南6丁目18番地2
TEL : 0155-24-3658
FAX : 0155-24-3661

室蘭支店

050-8691
室蘭市東町4丁目29番1号
(市中小企業センター3階)
TEL : 0143-45-6001
FAX : 0143-45-7818

北見支店

090-8691
北見市北8条東1丁目3番地
TEL : 0157-24-5196
FAX : 0157-24-5191

滝川支店

073-8691
滝川市大町2丁目5番32号
TEL : 0125-23-1201
FAX : 0125-22-1360

小樽支店

047-8691
小樽市稲穂2丁目22番1号
(小樽経済センター2階)
TEL : 0134-22-5188
FAX : 0134-22-5918

苫小牧支店

053-8725
苫小牧市表町1丁目1番13号
(苫小牧経済センタービル2階)
TEL : 0144-33-1751
FAX : 0144-32-3915

経営金融相談専用ダイヤル

道内の中小企業経営者の皆さま方の経営・金融相談をお受けしております。ご相談は無料です。でお気軽にご利用ください。

ツナグゴシエン
0120-279-540

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、本店・業務部企業支援課011-241-5605をご利用ください。

連絡所 (次の市町村の商工会議所、商工会内にあります)

- ・本店…江別、恵庭
- ・函館…北斗、江差、森、八雲
- ・帯広…本別、清水、幕別
- ・北見…北見(留辺蘂)、網走、紋別、遠軽、斜里
- ・小樽…岩内、倶知安、余市
- ・旭川…留萌、稚内、名寄、富良野、士別、上川
- ・釧路…根室、白糠、厚岸
- ・室蘭…伊達
- ・滝川…岩見沢、深川、美唄、芦別
- ・苫小牧…浦河、白老、新ひだか

ご注意ください

信用保証協会をご利用のお客様へ

- 最近、悪質な仲介業者等、いわゆる金融あっせん屋が保証申し込みにあたって、あっせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求する事例が発生しています。信用保証協会においては、保証にあたって所定の信用保証料以外は、手数料、入会金、あっせん料、仲介料等は一切いたっておりません。
- 監督官庁および警察庁の指導により、第三者が介入、または相談窓口が認めた方以外の第三者が同席する案件には、応じられないことになっております。
- 反社会的勢力は信用保証の対象となりません。ご利用にあたって、ご不審な点がありましたら最寄りの信用保証協会へご連絡ください。

 北海道信用保証協会
https://www.cgc-hokkaido.or.jp/



郵便番号 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地
電話 (011)241-2535
FAX (011)261-8923

※お体の不自由なお客様へ
職員がお手伝いいたしますので来店時は事前にご連絡ください。

2020年8月発行

新型コロナウイルス感染症の 影響を受ける皆さまへ

資金繰りや返済条件の緩和についての相談をご希望の方へ

特別相談窓口のご案内

新型コロナウイルスの流行に伴い影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆さまに対し、資金繰りや既にお借入されている保証付借入金の返済緩和等のご相談にお応えするため、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しています。

受付時間：9:00～17:00

P15の本支店窓口もしくはフリーダイヤル(0120-279-540)をご利用ください。

資金調達をご希望の方へ

保証料補助と利子補給のある融資をご希望の方へ… P12-13

- 北海道の融資制度「新型コロナウイルス対応資金」

調達枠の拡大を図りたい方へ…………… P10-11

- 経営安定関連(セーフティネット)保証
- 危機関連保証

好条件での資金調達が可能な場合があります

- 北海道の融資制度「経営環境変化対応貸付【認定企業】」
- 札幌市の融資制度「新型コロナウイルス対応支援資金」

緊急的な短期資金を調達したい方へ…………… P9

- 緊急短期資金保証
- 北海道の融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急貸付」

緊急的な短期資金を調達したい方へ

緊急短期資金保証

喫緊の資金繰りを確保するための保証制度で、平均月商の1ヵ月分以内の短期資金を支援します。

資 格 要 件	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者
保 証 限 度 額	直近決算（確定申告）の平均月商の1ヵ月以内とし、かつ、既存の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）を含め、次の保証限度額の範囲内となります。 普 通 保 証：2億円以内（組合は4億円以内） 無 担 保 保 証：8,000万円以内 （小口零細企業保証：2,000万円以内） ※1事業者1口限りとなります。 ※最初の決算が未到来の場合、試算表等に基づく月商となります。
資 金 使 途	事業の継続に必要な運転資金 ※借換資金は対象となりません。
返 済 方 法	一括返済 ただし、保証期間到来時、中小企業・小規模事業者の資金繰りに応じて、長期資金での借換が可能です。
保 証 期 間	12ヵ月以内
担 保	必要に応じ
保 証 人	原則として法人代表者のみ
保 証 料 率	一般保証の場合 …………… 年0.40%～1.71% 小口零細企業保証の場合 …………… 年0.45%～1.98% ※有担保割引、会計参与設置会社割引適用あり
取 扱 期 間	令和2年1月29日（水）保証申込受付分から令和3年1月29日（金）保証承諾分まで

北海道の融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急貸付」

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者等へ緊急的な資金を支援する北海道の融資制度です。

資 格 要 件	1. 最近1ヵ月の売上高等が前年又は前々年の同月と比べ5%以上減少している中小企業者等 2. 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月末満の場合は、最近1ヵ月の売上高等が、令和元年10月以降の連続する3ヵ月の平均売上高等と比べ5%以上減少している中小企業者等 3. 危機関連保証の認定を受けた中小企業者等
融 資 限 度 額	8,000万円以内
資 金 使 途	運転資金
融 資 期 間	12ヵ月以内
融 資 利 率	年1.0%
担 保 ・ 保 証 人	取扱金融機関の定めによる。
保 証 料 率	一般保証の場合 …………… 年0.40%～年1.71% セーフティネット保証・危機関連保証の場合 …………… 年0.41%～年0.70% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割引引く）
保 証 料 補 助	小規模企業者かつ売上高等が15%以上減少している事業者 …… 全額補助 上記以外 …………… 1/3補助 （お支払いいただいた後に、北海道へ申請する必要があります）
融 資 取 扱 期 間	令和2年4月1日から9月30日まで

好条件で資金調達が可能な場合があります —地方公共団体の融資制度のご案内—

北海道の融資制度 経営環境変化対応貸付【認定企業】

融 資 対 象	1. セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等 2. セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者等 3. 危機関連保証の認定を受けた中小企業者等 4. 経営に影響を受けた事業者であって、道が定める要件(売上高減少等)に該当する中小企業者等
資 金 使 途	事業資金(道制度融資の借換に要する資金を含む)
融 資 金 額	2億円以内
融 資 期 間	10年以内(うち据置3年以内)
融 資 利 率	《固定金利》5年以内 年1.0%、10年以内 年1.2% 《変動金利》年1.0%(融資期間が3年を超えるものに限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。
保 証 料 率	対象1. セーフティネット保証4号 …………… 年0.48%~0.70% 対象2. セーフティネット保証5号 …………… 年0.41%~0.60% 対象3. 危機関連保証 …………… 年0.48%~0.70% 対象4. 一般保証 …………… 年0.45%~1.90% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割引引く)
融 資 取 扱 期 間	令和2年1月29日から令和3年1月31日まで

札幌市の融資制度 新型コロナウイルス対応支援資金

融 資 対 象	1. 新型コロナウイルス関連肺炎の流行により直接または間接の影響を受け、原則として最近1ヵ月間の売上高等が前年同月比10%以上減少しており、かつその後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期比10%以上減少することが見込まれる中小企業者等 2. 新型コロナウイルス感染症に伴うセーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等 3. 新型コロナウイルス感染症に伴う危機関連保証の認定を受けた中小企業者等
融 資 限 度 額	2億円
資 金 使 途	運転資金 設備資金(市内の設備投資に限る)
融 資 期 間	10年以内(うち据置3年以内) ※融資対象3の場合は据置期間2年以内
返 済 方 法	分割返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
融 資 利 率	年1.00%以内
保 証 人	法人は必要に応じて要(原則、代表者)、個人は不要とする。
担 保	必要により担保を徴する。
保 証 料 率	融資対象1. 経営状況に応じて …………… 年0.40%~1.90% ※セーフティネット保証5号を併用する場合は年0.73%~0.75% 融資対象2. セーフティネット保証4号 …………… 年0.86%~0.88% 融資対象3. 危機関連保証 …………… 年0.80% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は0.1%または0.2%割引引く)
保 証 料 補 給	全額補給(お客さまの負担はありません)
取 扱 金 融 機 関	札幌市内の金融機関各店舗 ※詳細は札幌市中小企業融資制度のHPでご確認ください。
融 資 取 扱 期 間	令和2年2月10日から令和3年3月31日まで ※緊急短期資金保証または危機関連保証を併用の場合、令和3年1月29日まで

調達枠の拡大を図りたい方へ

経営安定関連(セーフティネット)保証 通常の保証枠とは別枠

経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定に必要な資金調達を支援する国の保証制度です。

資 格 要 件	新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村長からセーフティネット保証4号または5号の認定を受けた中小企業・小規模事業者
保 証 限 度 額	通常の保証限度額とは別枠でご利用いただけます。 普 通 保 証：2億円以内(組合は4億円以内) 無 担 保 保 証：8,000万円以内 無担保無保証人保証：2,000万円以内
資 金 使 途	経営の安定に必要な資金(運転資金・設備資金)
返 済 方 法	一括返済または分割返済
保 証 期 間	定めなし
担 保	必要に応じ
保 証 人	原則として法人代表者のみ
保 証 料 率	年0.51%～0.88% ※会計参与設置会社割引適用あり

認定基準	4号認定 ●北海道内で1年間以上継続して事業を行っていること。 ●新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、その影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少 しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少 することが見込まれること。
	5号認定 ●指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して 5%以上減少 していること。 または ●指定業種に属する事業を行っており、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して 5%以上減少 しており、かつその後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して 5%以上減少 することが見込まれること。 ※現在、全業種が指定されています。※認定の手続きは市町村が窓口となります。

危機関連保証 通常の保証枠、経営安定関連(セーフティネット)保証枠とは別枠

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対し、資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とした保証制度です。

資 格 要 件	新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村長から危機関連保証の認定を受けた中小企業・小規模事業者
保 証 限 度 額	通常の保証限度額とは別枠でご利用いただけます。 普 通 保 証：2億円以内(組合は4億円以内) 無 担 保 保 証：8,000万円以内 無担保無保証人保証：2,000万円以内
資 金 使 途	経営の安定に必要な資金(運転資金・設備資金)
返 済 方 法	原則として均等分割返済
保 証 期 間	10年以内(据置期間は2年以内)
担 保	必要に応じ
保 証 人	原則として法人代表者のみ
保 証 料 率	年0.60%～0.80% ※会計参与設置会社割引適用あり
取 扱 期 間	令和2年2月1日から令和3年1月31日まで

認定基準	新型コロナウイルス感染症が流行していることに起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して 15%以上減少 しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して 15%以上減少 することが見込まれること。 ※認定の手続きは市町村が窓口となります。
------	---

保証料補助と利子補給の

■【北海道の融資制度】新型コロナウイルス感染症対応資金

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている中小企業者・小規模事業者に対し、保証料補助・利子補給のある新しい北海道の制度が創設されました。

	国 準 拠	道 特 別
融 資 対 象	市町村長から以下の認定を受けた中小企業者 (1)セーフティネット保証4号(売上減少率20%以上) ※令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る (2)セーフティネット保証5号(指定業種を営み、売上減少率5%以上) ※売上高の減少要因に限る (3)危機関連保証(売上減少率15%以上)	
資 金 使 途	経営の安定に必要な事業資金 (借換資金を含む)	経営の安定に必要な事業資金 (道制度の借換資金を含む)
融 資 金 額 (7月6日から変更)	4,000万円以内	国準拠の限度額超過分について 2,000万円以内
融 資 期 間	10年以内(うち据置5年以内) ※1年以内の短期の取扱も可	10年以内(うち据置5年以内) ※1年以内の短期の取扱も可 ※融資対象(3)の場合は据置期間2年以内
融 資 利 率	(固定金利) 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	
	融資対象(1)又は(3)、もしくは融資対象(2)であって小規模企業者に該当する個人又は認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のものにあつては、融資実行から当初3年間は融資利率0%。	
担 保	無担保(既設定根抵当権を除く)	
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。
償 還 方 法	原則として均等分割弁済とする。 ただし、融資期間が1年以内の場合は一括償還でも差し支えないものとする。	
保 証 料 率	年0.85% 経営者保証免除対応を適用する場合は年1.05%	融資対象(1)(3)の場合 年0.68%~0.70% 融資対象(2)の場合 年0.58%~0.60% ※会計参与設置会社割引適用あり
	市町村長から交付を受けた認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの又は小規模企業者に該当する個人は上記保証料の全額、その他のものについては1/2が補助される。ただし、条件変更に伴う追加保証料は補助の対象外となる。	

ある融資をご希望の方へ

ポイント1 保証料補助・利子補給の対象

認定の種類 (融資対象)	法人・個人	売上減少率	保証料補助 ※1	利子補給
4号 【融資対象(1)】	両方	20%以上	全額	3年全額
危機関連 【融資対象(3)】		15%以上		
5号 【融資対象(2)】	小規模※2個人事業主	5%以上	1/2	なし
	小規模※2でない 個人事業主	15%以上		
	法人	5%以上15%未満	1/2	なし
		15%以上	全額	3年全額

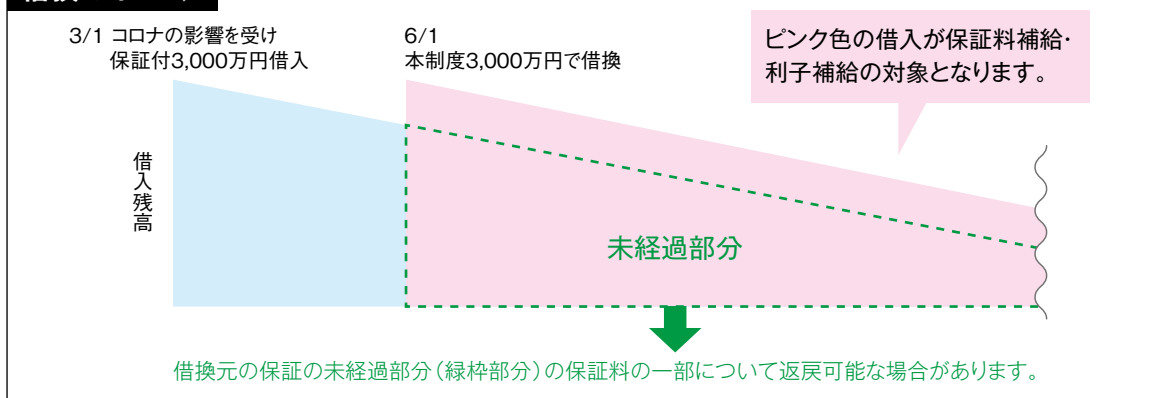
※1 条件変更時の保証料は補助の対象外

※2 常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下、宿泊業・娯楽業は20人以下)

ポイント2 1/29から4/30までに借入した全ての保証付借入の借換が可能です (国準拠に限る)

1/29~4/30に借入した保証付借入であれば、全て本制度(国準拠に限る)で借換し、保証料補助・利子補給を受けることが可能です。

借換のイメージ



※上記のケース以外にも、既存の保証付借入の条件に応じて借換が可能な場合があります。詳しくは金融機関を通じてご相談ください。

ポイント3 経営者保証免除対応 (国準拠に限る)

国準拠において、次の要件をいずれも満たす場合、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することが可能です。

- (1) 直近の決算書が資産超過であること。
- (2) 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

新型コロナウイルス関連情報掲載

2020年度
保証のしるべ
Vol.2 (No.669)

道内の中小企業・小規模事業者の皆様を
全力でサポートします!

